

## 令和2年4月1日からの広域避難場所について

広域避難場所は、その周辺の地区人口の増減や環境の変化等を考慮し、昭和47年の指定開始以降、おおむね5年ごとに見直しを行っています。

現在、令和2年度からの運用開始に向け見直しを行っていますが、旭区で見直しが必要な点についてお示しします。

### 1 広域避難場所とは

広域避難場所は、地震による延焼火災によって起きる輻射熱や煙から市民の生命・身体を守るため「一時的に」避難する場所として、現在、市内全域で112か所を指定しています。

### 2 見直し内容

- (1) 新規の広域避難場所や、現行広域避難場所を拡大、縮小する場所の検討
- (2) 延焼火災の恐れが低く、広域避難場所への避難が必要ない地域の検討

### 3 旭区における見直し案（裏面図面参照）

- (1) 「県自動車試験場一帯」について、自動車免許場の一部が工事中のため一部工事中扱いとします。
- (2) 「横浜動物の森公園一帯」について、立ち入りできない区域において一部指定を解除します。

### 4 変更後の収容率

広域避難場所	変更前	変更後
県自動車試験場一帯	67.5%	76.1%
横浜動物の森公園一帯	22.0%	37.2%

※収容率(%) = 避難計画人口(人) / 収容定員(人) × 100

(収容率が100%未満であれば、計画上避難者を収容できる計算になります。)

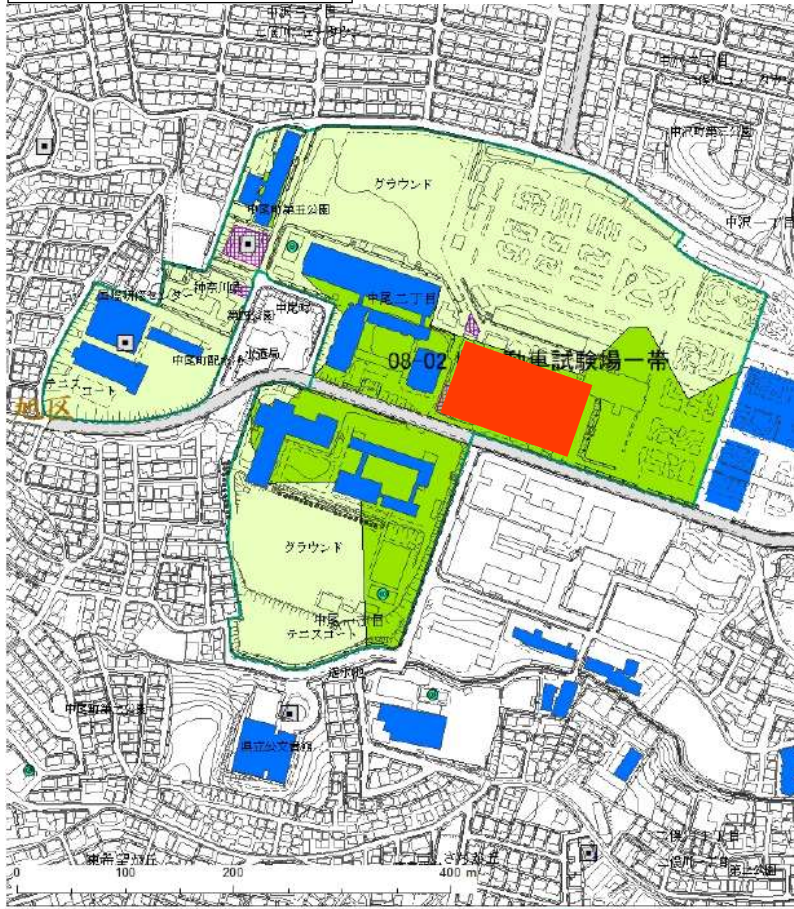
担当：総務局危機管理室地域防災課

芹澤、安井

671-3454

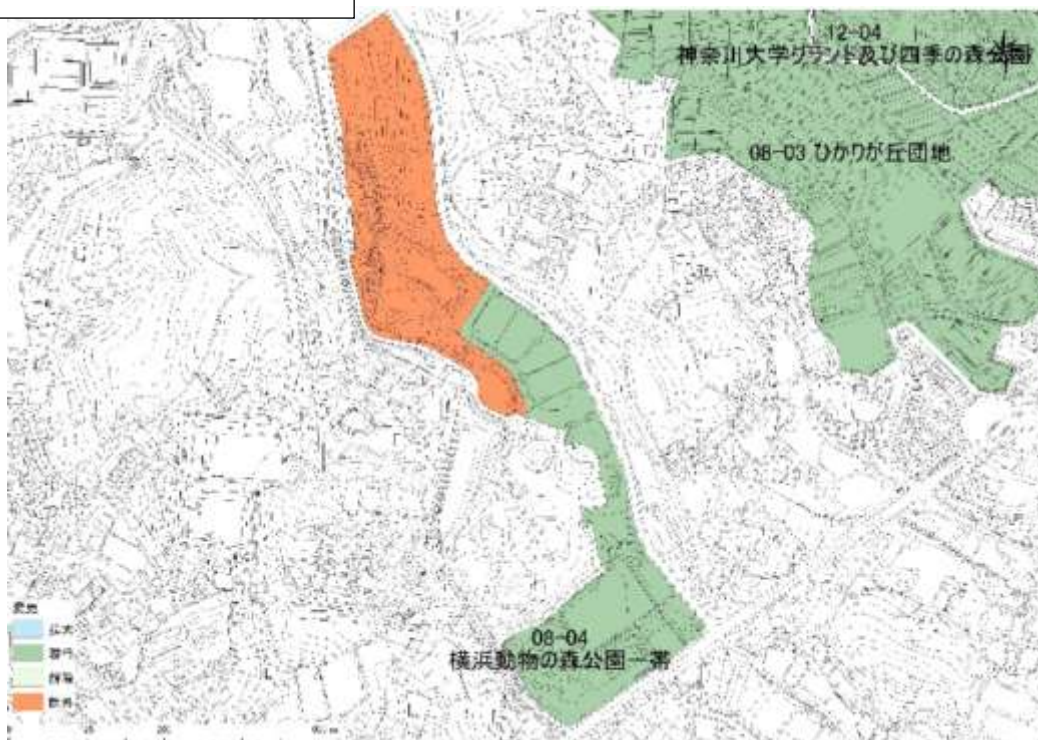
[so-chiikibousai@city.yokohama.jp](mailto:so-chiikibousai@city.yokohama.jp)

### 県自動車試験場一帯



- |       |      |           |      |          |       |
|-------|------|-----------|------|----------|-------|
| 安全面積  | 墓地   | 樹林        | 崖    | 広域避難場所区域 | 消防水利  |
| 準安全面積 | 常緑樹林 | 水域        | 斜面   | 区境界      | 池・プール |
| 建物耐火造 | 駐車場  | 道路幅員12m以上 | 鉄道用地 | 防火水槽     | 工事中   |

### 横浜動物の森公園一帯



- |    |
|----|
| 公園 |
| 緑地 |
| 雑草 |
| 敷地 |